

※本公募要領は、標記の事業に対してのみ有効です。

2026 年度

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム

公募要領

※ (注意) 本公募では提案内容により、省エネルギー効果量および非化石使用量の事前提出期間および公募締切が異なります。

■省エネルギー効果量および非化石使用量の事前提出期間（必須）

E-mail に必要情報を記入し、提出書類を添付のうえ提出してください。

非化石エネルギーへの転換を含まない提案：2026年2月9日（月）～2026年3月10日（火）正午

非化石エネルギーへの転換を含む提案：2026年2月9日（月）～2026年6月16日（火）正午

提出先（E-mail）：shouene@nedo.go.jp

■応募書類受付期間

以下の J グランツから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

非化石エネルギーへの転換を含まない提案：2026年2月9日（月）～2026年3月17日（火）正午

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006cN5sMAE>

非化石エネルギーへの転換を含む提案：2026年2月9日（月）～2026年6月23日（火）正午

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006evNqMAI>

＜お問い合わせ＞

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・

社会実装促進プログラム」2026年度公募事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2026年2月9日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部

【公募要領の留意事項】

※個別課題推進スキーム、重点課題推進スキーム固有の要件等については、それぞれ見出しに【個別】、【重点】を記載し区別します。
記載のない項目は両スキーム共通の内容となっています。

【応募の際の留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受付ません。
※J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。
※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受付ません。
※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」2026 年度公募事務局まで連絡し、事務局の指示に従ってください。
※アップロードするファイルは、1 つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。
※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付ません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
※本公募要領に記載している日時はすべて日本時間です。

目次

1. 事業内容および公募対象	5
(1) 事業内容	5
(2) 対象となる「エネルギー」	5
(3) 技術開発フェーズ	6
(4) 技術開発フェーズの組み合わせおよび事業期間中の審査（一部、【重点】の内容を含む）	8
(5) 対象となる「重要技術」	9
(6) 【個別】省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術	9
(7) 【重点】技術開発課題	10
(8) 対象となる省エネルギー効果量	10
(9) 対象となる非化石使用量	11
(10) 【個別】省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方（実用化開発フェーズ・実証開発フェーズ）	12
(11) 事業規模	12
2. 応募要件・実施要件等	12
(1) 応募要件	12
(2) 実施要件	13
(3) 実施体制（一部、【重点】の要件を含む）	13
3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出	15
(1) 提出期限および提出方法	15
(2) 提出書類	16
4. 応募方法	16
(1) 提出期限および提出方法	16
(2) 提出書類	18
(3) 提案書類の作成	19
(4) 提出にあたっての留意事項	21
5. 採択先の選定	22
(1) 審査の方法	22
(2) 審査基準	22
(3) 採択先の公表および通知	26
(4) 選定スケジュール	26
6. その他重要事項・留意事項	26
7. 問い合わせ先	26
8. その他	26
9. 掲載資料	27
【別紙】その他重要事項・留意事項	28
1. 応募にあたっての留意事項	28
(1) 提出書類の留意事項	28
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	28
(3) 「不合理な重複」および「過度の集中」の排除	28
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	29
(5) EBPM に関する取組への協力について	29
(6) 提出書類の情報の取り扱い	30
(7) GX に関する取組への対応（実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）	30
2. 事業運営および実施に係る各種手続き	30
(1) 事業運営	30
(2) 採択後の各種事務手続き	31
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	33
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	33
(5) 追跡調査・評価	33
3. 法令遵守、研究不正への対応	33
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	33
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	34

(3) 研究不正への対応	35
<添付資料 1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法	38
(別表 1) エネルギー源別発熱量一覧表	39
<添付資料 2>「重要技術」一覧	40
<添付資料 3>「補助事業」のポイント	44
<添付資料 4>企業種別の定義	45

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021年度から2035年度まで「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」を実施する予定です。本事業の2026年度公募への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

なお本公募により募集する事業は、2026年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、支払の時期等が変更されることがあります。

1. 事業内容および公募対象

（1）事業内容

「2050年カーボンニュートラル」の宣言（2020年10月）、第7次「エネルギー基本計画」の策定（2025年2月閣議決定）といった背景のもと、我が国における脱炭素社会を実現しつつ、産業競争力の強化に寄与することを目的として本事業を実施します。

経済成長と両立する持続可能な省エネルギーの実現を目指し、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略」で掲げる産業・民生（家庭・業務）・運輸部門等における重要技術を中心に、2040年度に高い省エネルギー効果が見込まれる技術について、事業化までシームレスに技術開発を支援します。詳細は本事業の公募ウェブサイトにある「基本計画」を参照してください。

なお、本プログラムの個別課題推進スキームの実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームは「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）3.（2）に基づき実施するものとします。個別課題推進スキームのFS調査フェーズとインキュベーション研究開発フェーズは上記方針に基づきませんが、インキュベーション研究開発フェーズから実用化開発フェーズもしくは実証開発フェーズに移行する場合、移行先のフェーズでは上記方針に基づき実施します。

（2）対象となる「エネルギー」

本事業では、2023年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）に規定する「エネルギー（燃料、熱、電気）」の大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発、非化石エネルギーへの転換等に対する技術に対し補助します。ただし省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があるとしており、このため本事業ではエネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの転換等は対象外とします。例えば、①非化石エネルギーに転換した際に増エネになるもの（ただし、非化石燃料の使用量については補正係数「0.8」を考慮して計算する）、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電などは対象としません。

また、使用の合理化の対象となるものは、「別表1）エネルギー源別発熱量一覧表」を参照ください。この表に載っていない原油換算での省エネルギー効果量算出が困難な再生可能エネルギー（風力、太陽光発電など）の効率性向上は対象外となります。

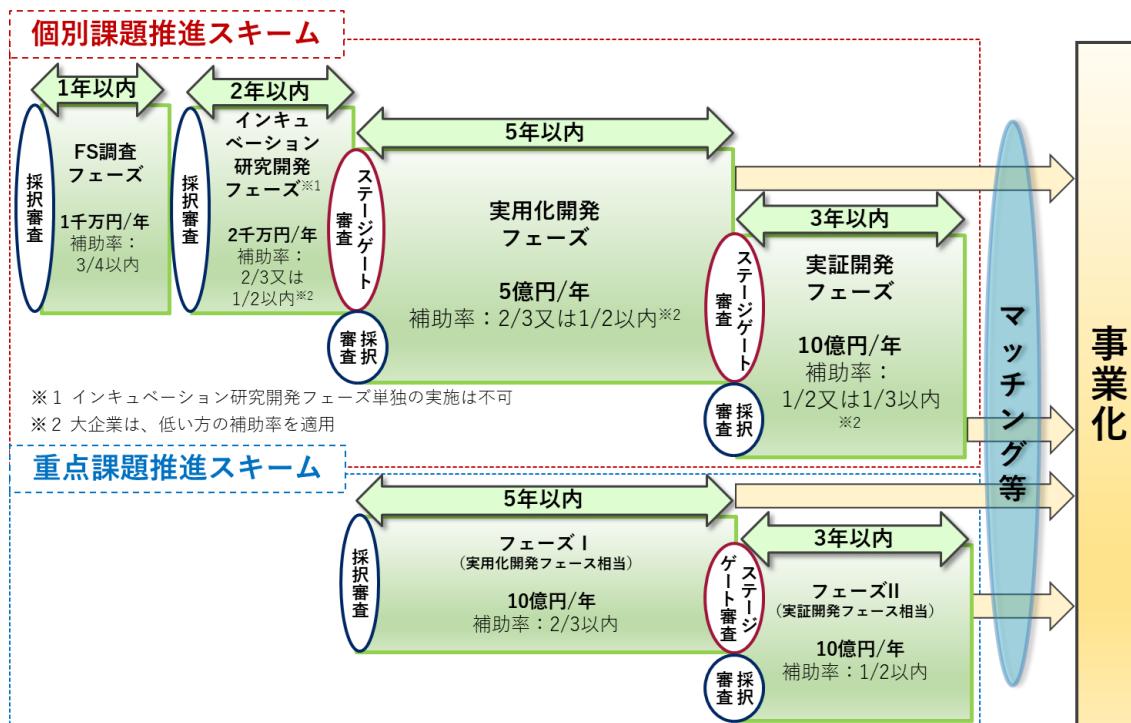
省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

【参考】省エネ法の改正（令和4年度）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/

(3) 技術開発フェーズ

技術開発フェーズの概要を以下の図に示します。



なお、以後、個別課題推進スキーム、重点課題推進スキーム固有の要件等については、それぞれ見出しに【個別】、【重点】を記載し区別します。
記載のない項目は両スキーム共通の内容となっております。

① 【個別】 個別課題推進スキーム

開発リスクや開発段階は提案技術ごとに異なるため、1つの調査フェーズと3つの技術開発フェーズを設けています。3つの技術開発フェーズはそれを組み合わせた提案が可能であり、高い成果と十分な省エネルギー効果が見込まれる技術開発テーマに対してシームレスに支援を行います。なお、フェーズ移行時にはステージゲート審査を実施します。

<FS (Feasibility Study) 調査フェーズ>

対象：企業等が保有・検討している技術シーズの事業性の検討、開発シナリオ策定や省エネルギー効果の検討等を行うための研究の事前調査が対象です。

技術開発費上限：1千万円/件・年 (NEDO 補助費+実施者負担分)

補助率：3/4以内

事業期間：1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）

対象費用の詳細は「[2. 応募要件・実施要件等 \(4\) 補助対象費用](#)」参照。

<インキュベーション研究開発フェーズ>

対象：有望な省エネルギー技術について、企業や大学等の技術シーズを活用し、課題解決への具体的手法や、事業化の見通しの明確化を図るなど、開発・導入シナリオの策定等の研究開発が対象です。実用化開発・実証開発フェーズの事前研究との位置づけであるため、必ず実用化開発・実証開発フェーズと組み合わせて応募ください。

技術開発費上限：2千万円/件・年 (NEDO 補助費+実施者負担分)

補助率：2/3又は1/2 (※1) 以内

事業期間：2年以内

その他留意事項：

- 他の技術開発フェーズとのフェーズ間でステージゲート審査を行い継続の可否を決定します。(※2) ステージゲート審査を通過し、実用化開発フェーズもしくは実証開発フェーズに移行する際に、後述のGXに係る取組申告書の提出が必要です。

<実用化開発フェーズ>

対象：脱炭素社会の実現に向け、既に企業や大学等が有している技術やノウハウ等をベースとして省エネルギーに資する応用・転用を図る技術開発であり、かつ本開発終了後、原則として3年以内に製品化を目指す実用化開発が対象です。

技術開発費上限：5億円/件・年（NEDO 補助費+実施者負担分）

補助率：2/3又は1/2（※1）以内

事業期間：5年以内

その他留意事項：

- ・単独フェーズでの提案の場合は、2年以上の事業期間である必要があります。ただし、他の技術開発フェーズと組み合わせる場合において、当該フェーズは事業期間1年でも可とします。
- ・事業期間が3年以上の場合は、中間評価を行い継続の可否を決定します。（※2）
- ・他の技術開発フェーズと組み合わせる場合において、フェーズ間でステージゲート審査を行い継続の可否を決定します。（※2）

<実証開発フェーズ>

対象：事業化前段階にある省エネルギー技術について、事業化の阻害要因の克服やより着実な事業化実現のために、実証データを取得するなどの技術開発であり、かつ本開発終了後、速やかに製品化を目指す実証開発が対象です。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO 補助費+実施者負担分）

補助率：1/2又は1/3（※1）以内

事業期間：3年以内

その他留意事項：

- ・単独フェーズでの提案の場合は、2年以上の事業期間である必要があります。ただし、他の技術開発フェーズと組み合わせる場合において、当該フェーズは事業期間1年でも可とします。
- ・事業期間が3年の場合は、中間評価を行い継続の可否を決定します。（※2）
- ・他の技術開発フェーズと組み合わせる場合において、フェーズ間でステージゲート審査を行い継続の可否を決定します。（※2）

※1 補助事業者が中堅・中小・ベンチャー企業の場合は高い方の補助率を、大企業の場合は低い方の補助率を適用します。提案時点の企業情報に基づき、判断します。中堅・中小・ベンチャー企業および大企業の定義は「[<添付資料4>企業種別の定義](#)」参照。

※2 詳細は、「[【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き](#)」参照。

②【重点】重点課題推進スキーム

<フェーズI・II>

対象：2050年を見据え、業界の共通課題および異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象です。なお、フェーズI、IIはそれぞれ個別課題推進スキームの実用化開発フェーズ、実証開発フェーズの技術開発段階を想定しています。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO 補助費+実施者負担分）

補助率：2/3（フェーズI）、1/2（フェーズII）以内

事業期間：8年以内（フェーズIは5年以内、フェーズIIは3年以内）

その他留意事項：

- ・単独フェーズでの提案の場合は、2年以上の事業期間である必要があります。一方、フェーズIとIIを組み合わせる場合は、いずれか片方のフェーズの事業期間を1年にすることを可とします。なお、フェーズI終了時に「ステージゲート審査」を行い、継続の可否を決定します。（※）
- ・事業期間が3年以上の場合は、中間評価を行い継続の可否を決定します。（※）
- ・原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではありません。（※）

※詳細は「[【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き](#)」参照。

(4) 技術開発フェーズの組み合わせおよび事業期間中の審査 (一部、【重点】の内容を含む)

技術開発フェーズは下記条件の範囲で組み合わせることができます。なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

- ① FS 調査フェーズは、組み合わせ不可です。
- ② インキュベーション研究開発フェーズは実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ又はその両方と組み合わせることが必須です。
- ③ 実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのフェーズ I と II は、単独フェーズの場合は 2 年以上の事業期間である必要がありますが、他のフェーズと組み合わせる場合は事業期間 1 年での提案が可能です。

応募タイプは下記 8 タイプから選択ください。

タイプ S :「FS 調査フェーズ」

タイプ A :「インキュベーション研究開発フェーズ」+「実用化開発フェーズ」
+「実証開発フェーズ」

タイプ B :「インキュベーション研究開発フェーズ」+「実用化開発フェーズ」

タイプ C :「インキュベーション研究開発フェーズ」+「実証開発フェーズ」

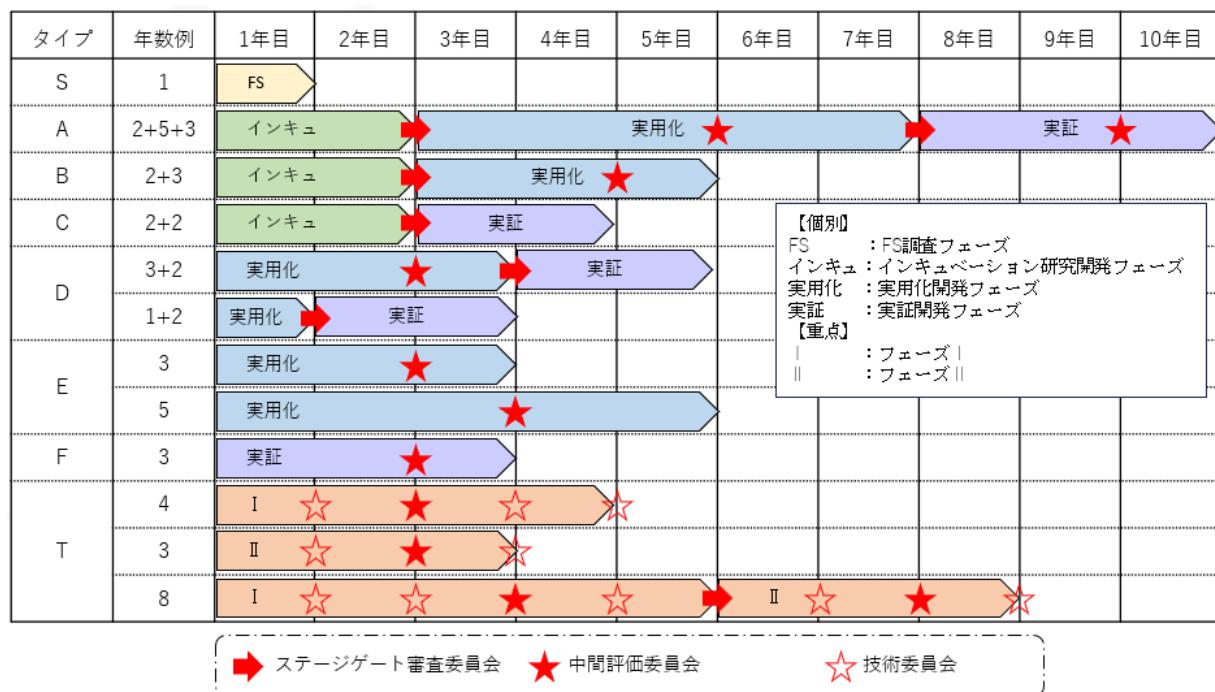
タイプ D :「実用化開発フェーズ」+「実証開発フェーズ」

タイプ E :「実用化開発フェーズ」

タイプ F :「実証開発フェーズ」

タイプ T :「重点課題推進スキーム」

応募タイプの組み合わせ例、および事業期間中の審査を以下の図に示します。



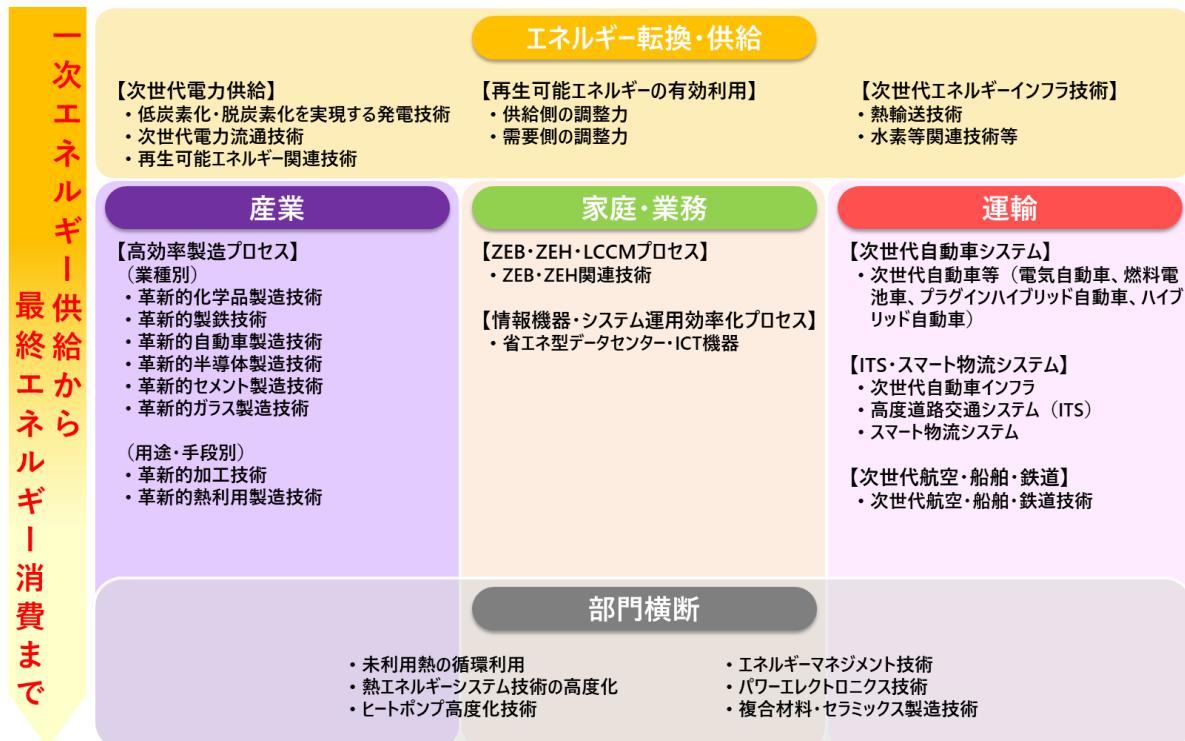
個別課題推進スキームでは、同一フェーズ 3 年以上で「中間評価委員会」、フェーズ移行時に「ステージゲート審査委員会」を実施し、事業継続の可否について NEDO が決定します。また、事業の進捗状況等によっては、「技術評価委員会」を開催し、同様に継続か非継続かについて NEDO が決定します。なお、事業継続にあたっては、NEDO から条件を付す場合があります。

重点課題推進スキームでは、上記に加えて、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDO が不要と認めた場合はその限りではありません。(詳細は「[【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き](#)」参照)

(5) 対象となる「重要技術」

経済産業省資源エネルギー庁およびNEDOが策定した「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」は、本文、重要技術マップ、ロードマップの3部から構成されており、加えて参考資料として技術シートがあります。本事業への応募対象となるのは、原則、下図および「添付資料2>「重要技術」一覧」に示す通り、重要技術マップに掲げられた「重要技術」に該当する提案となります。

なお、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合は、「3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出」に記載の必要事項を記入の上、同期限までに提出してください。応募の可否をNEDOにて総合的に判断します。



「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」における本文、技術マップ、ロードマップ、技術シートの詳細は、下記のウェブページ掲載資料を参照してください。

【参考】省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024

https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html

(6) 【個別】省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術

個別課題推進スキームでは、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」の本文に定めた「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」として、「家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術」、「熱の有効利用による省エネルギー技術（未利用熱の循環利用を促進するための関連技術を含む）」、「データ処理の高効率化関連技術（データセンター関連技術を含む）」、「自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術」、「AI/IoT等のデジタル化技術の利活用」を、「(5) 対象となる「重要技術」」の中でも重点的に採択します。

なお、「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」と「重要技術」の関係は、公募ウェブサイトの公募説明会資料および提案書ファイルBの欄外をご参照ください。

(7) 【重点】技術開発課題

重点課題推進スキームへの応募には、「[\(5\) 対象となる「重要技術」](#)」に加えて下記に示す「技術開発課題」に該当する必要があります。「技術開発課題」は、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における「重要技術」のうち、経済産業省資源エネルギー庁および NEDO が、業界の共通課題および異業種に跨る課題の解決に向けて政策的に必要なもの（将来の革新的な省エネルギー技術開発として必要なものを含む）として設定しております。

2026 年度「技術開発課題」一覧 (【重点】のみ対象)

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側/業務用・産業用高効率発電、電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調、高効率給湯器、ヒートポンプ高度化技術、未利用熱の循環利用等
C	ビッグデータやデジタル技術を活用した社会システムの省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI 活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術、デジタルツイン等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネ技術	—

(8) 対象となる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040 年度時点で 10 万 kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が見込まれることを要件としています。

ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く募集する観点から、個別課題推進スキームの各フェーズでは、省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合でも提案は可能とします。特に、実用化開発フェーズと実証開発フェーズに対しては、費用対効果（技術開発費に対する 2040 年度時点の省エネルギー効果量と後述の非化石使用量の合計）を勘案して採否を判断します。費用対効果については、「[\(10\) 省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方](#)」を参照してください。

また、2040 年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から 3 年後の時点での省エネルギー効果量を提案書に記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は「[<添付資料 1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法](#)」を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

《注意》提案書に記載する省エネルギー効果量および非化石使用量は、「[<添付資料 1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法](#)」の原油換算値（発熱量 1 MJ = 原油 2.58×10^{-5} kL）を用いて記載してください。また、計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、「[\(別表 1\) エネルギー源別発熱量一覧表](#)」を使用してください。

ただし、記載のないものについては「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表 (*)」のうち標準発熱量（総発熱量）を使用してください。

* https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon_2023.html

(9) 対象となる非化石使用量

化石エネルギーを非化石エネルギーに転換する提案については、非化石使用量（原油換算値）の算出が必要です。非化石使用量は、非化石エネルギーに転換した部分に相当する化石エネルギーの使用量と定義します。本事業では、増エネにならないことが応募要件ですが、省エネ法において、係数（0.8）を乗じることとしていることから、本事業においても、非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が、事業前後で増加していかなければ、増エネではないとします。

増エネとならない場合の計算式は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{【既存技術】化石燃料使用量} \geq \text{【提案技術】化石燃料使用量} + (\text{非化石燃料使用量} \times 0.8)}$$

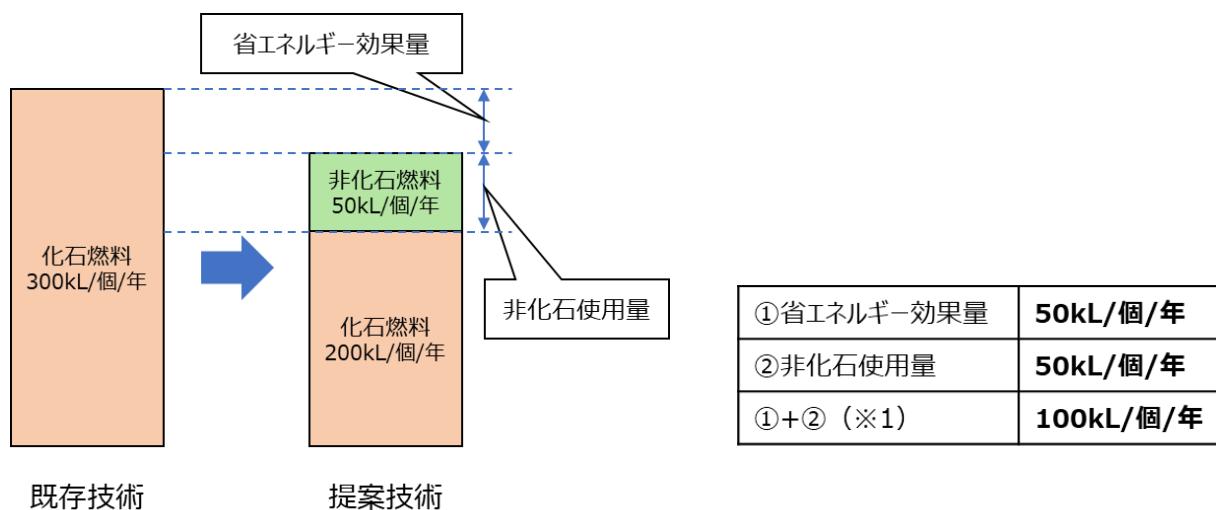
また、非化石エネルギーへの転換が含まれる場合について、省エネルギー効果量と非化石使用量の関係を図（原油換算値）で示します。

※非化石使用量の計算方法は「[<添付資料1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法](#)」を参照してください。

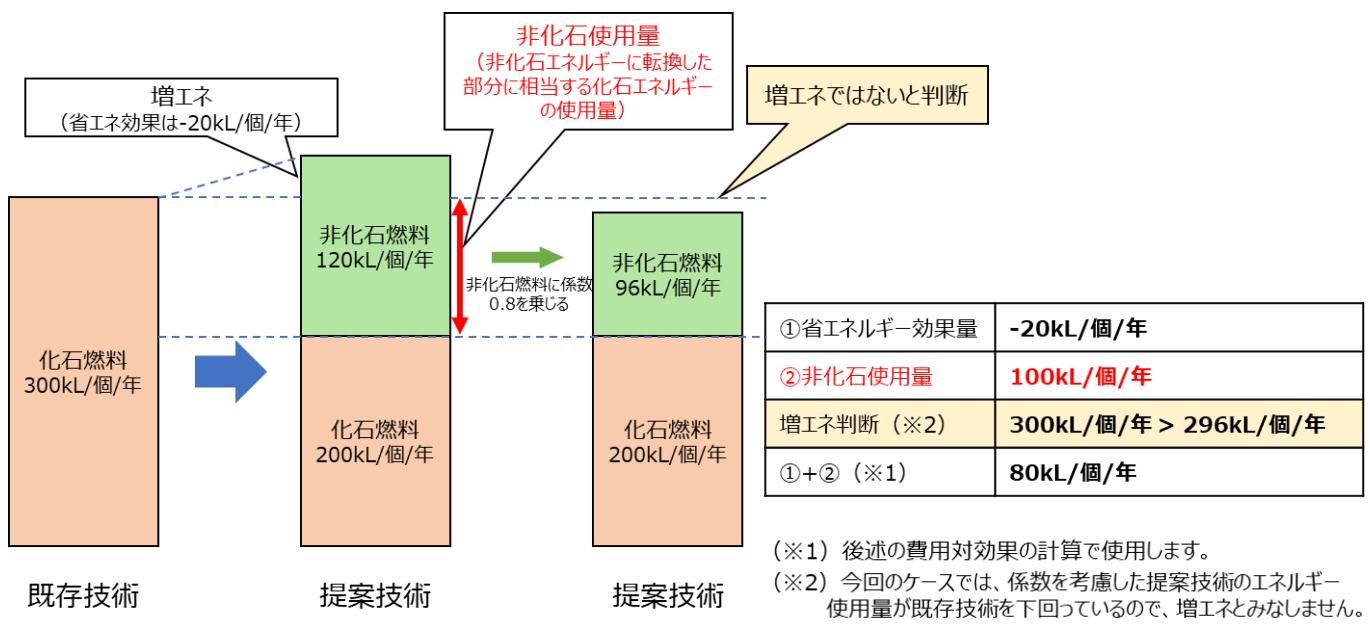
※図の(2)では、非化石エネルギーの使用量と非化石使用量は異なるのでご留意ください。

省エネルギー効果量と非化石使用量の関係

(1) 非化石エネルギーへの転換によりエネルギー使用量が減少するケース



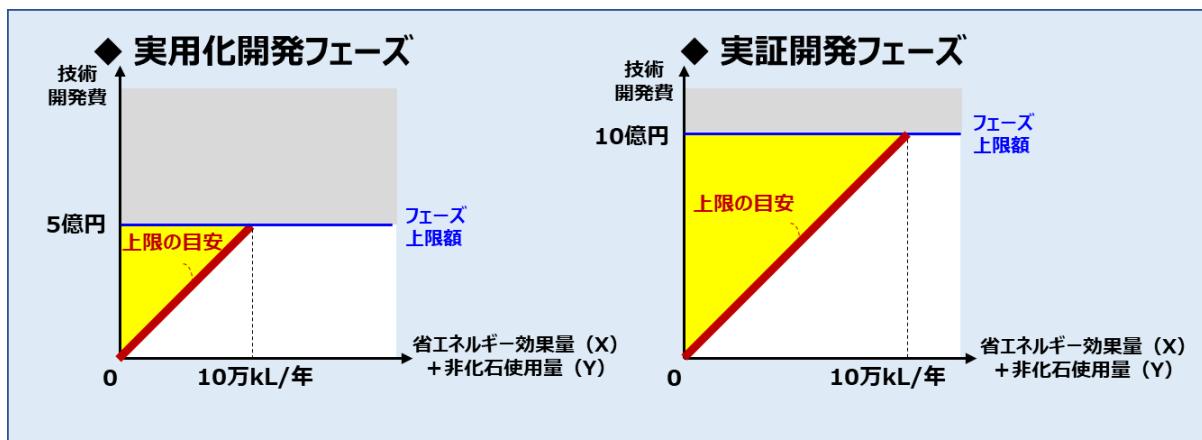
(2) 非化石エネルギーへの転換によりエネルギー使用量が増加するケース



(10) 【個別】省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方 (実用化開発フェーズ・実証開発フェーズ)

実用化開発フェーズと実証開発フェーズでは、下図に示すように、提案技術の2040年時点の省エネルギー効果量と非化石使用量の合計に応じて、1年あたりの技術開発費上限の目安が減少します。

- (i) 省エネルギー効果量が10万kL/年を超えている場合
1年あたりの技術開発費の上限は、各フェーズの上限額と同じです。
- (ii) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合
1年あたりの技術開発費上限の目安は、省エネルギー効果量と非化石使用量の合計によって変動します。例えば、省エネルギー効果量がX万kL/年、非化石使用量がY万kL/年の場合、各フェーズの上限額に $(X+Y)/10$ を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安とし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合、費用対効果を踏まえた上で総合的に採否を判断します。



省エネルギー効果量と非化石使用量に関する費用対効果

なお、費用対効果に関して不明な点がある場合は、事前に公募事務局にご相談ください。

(11) 事業規模

本公募の2026年度の事業規模は以下のとおりです。

- (i) 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム
51億 (2025年度以前の公募の既採択分を含む)
- (ii) 省エネルギー・非化石転換の投資促進・社会実装支援事業
840億円の内数 (23億円)

2. 応募要件・実施要件等

(1) 応募要件

補助事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で補助を希望する、企業・大学等であることが必要です。ただし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご留意ください。

- ① 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制および処理能力を有すること。
- ④ 補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ⑤ 補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑥ 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・

大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

- ⑦ 実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームについては、補助事業の実施を通じ、「GX リーグ参画企業に求める取組（<https://gx-league.go.jp/rules/>）」と同様の GX に係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容および交付決定した場合において実施する内容を様式 10 の「GX に係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GX に係る取組申告書」には、補助事業の実施による脱炭素（CO₂削減）効果や目標、それらを定量的に把握するための方法等について記載すること。

（2）実施要件

本事業は、採択後、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

補助事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

（3）実施体制（一部、【重点】の要件を含む）

- ① すべてのフェーズにおいて、企業が補助先に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で 1 名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDO との調整および委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。（※）
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担および各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人および大学等から民間企業への委託等（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。
- ⑥ 【重点】事業期間内に 2 社以上の企業が補助先として参画することが必要です。
- ⑦ 【重点】開発成果の普及を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。

※主任研究者、技術開発責任者、委託、共同研究
 <主任研究者、技術開発責任者および代表提案者>
 •主任研究者：補助事業の遂行を管理し、所属法人に関する各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者です。
 •技術開発責任者：定義は上記の通りです。なお、技術開発責任者が所属する法人を「代表提案者」と呼称します。

<委託・共同研究の違いおよび要件>

- 委託：提案者と異なる研究開発項目を実施することです。
 補助事業者（提案者）と委託先になる企業・大学等との間で技術開発の一部について委託契約等を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。
- 共同研究：提案者と同じ研究開発項目を実施することです。
 補助事業者（提案者）と共同研究先になる企業・大学等との間で技術開発の一部について共同研究又は研究協力等の契約を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。

上記の違いを図示すると下の図のとおりです。



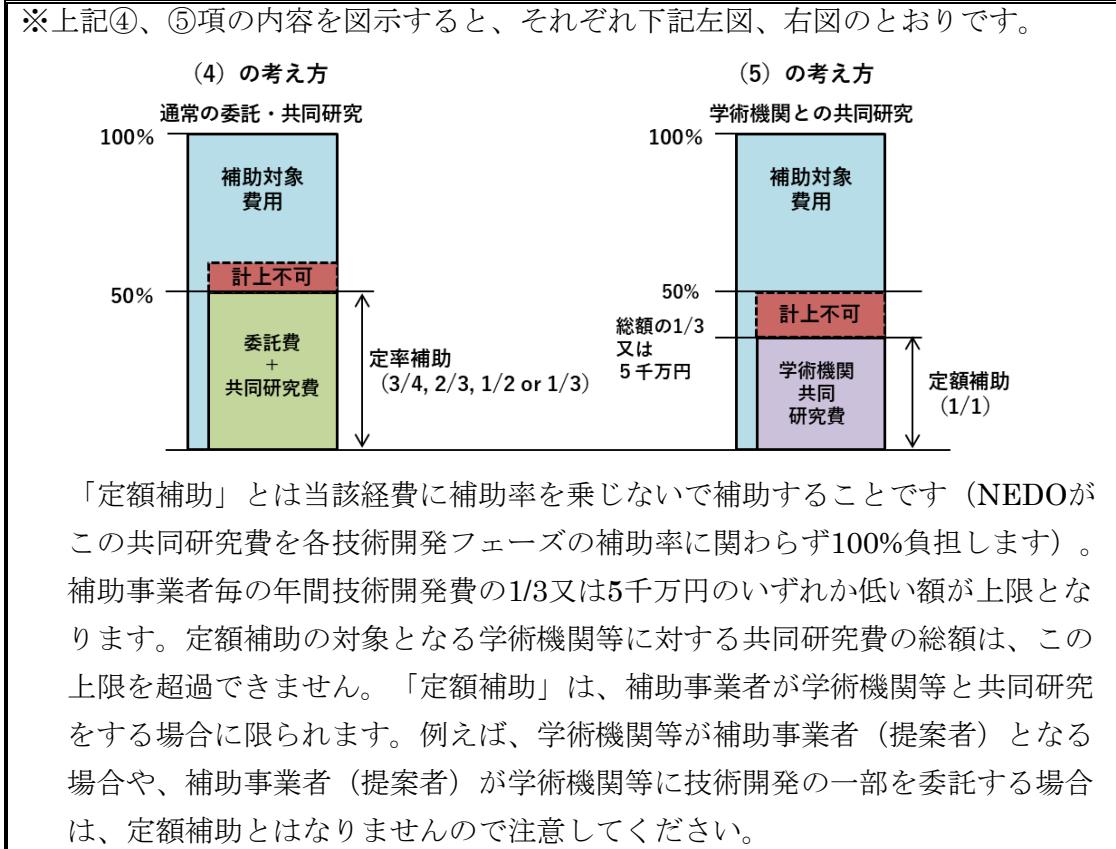
(4) 補助対象費用

- ① 補助の対象となる費用は、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」第6条に示すとおりです。概略を以下の表に示します。

費目	細目
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費
II. 労務費	1. 研究員費 2. 補助員費
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費	1. 委託先・共同研究先費 2. 学術機関等に対する共同研究費

- ② 消費税は補助対象外です。
 ③ 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
 ④ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を補助事業者毎の年間技術開発費（補助対象費用）の50%未満とすることが必要です。（※）
 ⑤ 補助事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額補助します。（※）
 ⑥ 補助事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を補助事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※上記④、⑤項の内容を図示すると、それぞれ下記左図、右図のとおりです。



3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出

(1) 提出期限および提出方法

省エネルギー効果量および非化石使用量の算定根拠や考え方については、事前提出の上、NEDO の確認を受ける必要があります。「[3.省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出 \(2\) 提出書類](#)」を参照の上、必要事項を記入し、期限までに E-mail にて提出してください。なお、持参、郵送又は FAX による提出は原則受付ません。ただし、公募事務局から別途指示があった場合は、この限りではありません。NEDO の確認後、E-mail に確認結果を送ります。なお、NEDO 確認後も、省エネルギー効果量および非化石使用量の記載情報の変更は可能です。

また、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合も、本事前提出に合わせて確認を行います。下記【提出方法】の入力項目⑥でその旨記載ください。応募の可否を NEDO にて総合的に判断します。

【事前提出期限】

当該提案について以下の日程までに提出してください。

＜非化石エネルギーへの転換を含まない提案＞

2026年2月9日（月）～2026年3月10日（火）正午

＜非化石エネルギーへの転換を含む提案＞

2026年2月9日（月）～2026年6月16日（火）正午

※提案書提出期限の7日前

【提出先】

E-mail : shouene@nedo.go.jp

件名：省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出

宛名：フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」2026年度公募事務局

【提出方法】

E-mail にて以下の必要項目を記載し、提出書類を添付してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人（※）が提出書類を取りまとめの上、代表法人が提出して

ください。

公募事務局で提出を確認した後、上記のメールアドレスから連絡が届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

【記載内容】

■入力項目

- ①提案テーマ名（現時点の想定で結構です）
- ②代表提案者 法人名称（株式会社 等を入れた正式名称をご記入ください）
- ③代表提案者 連絡担当者 氏名
- ④代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス
- ⑤代表提案者 連絡担当者 電話番号
- ⑥重要技術に該当する技術の提案か（該当する重要技術を記載ください）
- ⑦提出書類（「[省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出（2）提出書類](#)」を添付）

※代表提案者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等（3）実施体制](#)」参照。

（2）提出書類

以下の記入項目について記載した提案書ファイル A を PDF 形式、提案書ファイル B を excel 形式で提出してください。

なお、NEDO の確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットに限ります。それ以外の情報につきましては前提情報として参照しますが、フィードバック等は行いません。

提出書類	記入項目	フォーマット	提出形式
様式 1. 提案書 本文	・要旨 ・省エネルギー効果量および非化石使用量 （【個別】は 1-7 項、【重点】は 1-8 項）	提案書ファイル A (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF
基本情報	・基本情報入力シート（シート「基本情報」）*以下情報（31 行目まで）のみ -応募タイプ -技術開発テーマ名 -技術開発責任者 -重要技術 【重点】：技術開発課題 -技術開発期間 -提案者 法人名 ・省エネルギー効果量計算フォーマット（シート「（参考）省エネ効果量および非化石使用量」）	提案書ファイル B (ウェブサイトよりダウンロード)	excel

【留意事項】

※事前提出時点の情報で構いません。提案書提出時までの変更も可とします。

4. 応募方法

（1）提出期限および提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受付ません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】

それぞれ以下の日程までに申請を完了させてください。

＜非化石エネルギーへの転換を含まない提案＞

2026 年 2 月 9 日（月）～2026 年 3 月 17 日（火）正午

＜非化石エネルギーへの転換を含む提案＞

2026 年 2 月 9 日（月）～2026 年 6 月 23 日（火）正午

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、本事業の公募ウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】J グランツ公募ページ申請 URL

＜非化石エネルギーへの転換を含まない提案＞

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006cN5sMAE>

＜非化石エネルギーへの転換を含む提案＞

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006evNqMAI>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

(2) 提出書類

以下の提出書類を提出してください。各様式は本事業の公募ウェブサイトより最新版をダウンロードしてください。最新版以外の様式による提出は認めません。

提出書類	必須/任意	フォーマット	提出形式
様式 1. 提案書本文	必須	提案書ファイル A	PDF
基本情報	必須		
様式 1 別紙. 技術開発責任者、主任研究者等	必須		
様式 2. 提案書要約版	必須		
様式 3. 主任研究者 研究経歴書	必須		
様式 4. その他の研究費の応募・受入状況	必須		
様式 5. 利害関係の確認について	必須		
様式 6. 事業成果の広報活動について	必須		
様式 7. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	加点・任意 (該当者のみ)	提案書ファイル B	PDF および excel
様式 8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	加点・任意 (該当者のみ)		
様式 9. CO ₂ 排出削減量	必須 (インキュベーション研究開発フェーズは参考) ※FS 調査は不要		
様式 10. GX に係る取組申告書 (※1)	個別課題推進スキームの実用化開発、実証開発、重点課題推進スキームは必須	GX に係る取組申告書	PDF
省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス (経済産業省から送付された登録完了メールの写し)	加点・任意 (該当者のみ)		PDF 等
GX 率先実行宣言に関するエビデンス	加点・任意 (該当者のみ)	GX 率先実行宣言企業一覧のサイトからダウンロード	PDF 等
J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることに関するエビデンス	加点・任意 (該当者のみ)	J-Startup ウェブサイト等よりスクリーンショット	PDF 等
会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)	必須	各社フォーマット	
直近の事業報告書 (※2)	必須	各社フォーマット	
直近 3 年分の単体／連結財務諸表 (原則、円単位 : 貸借対照表、損益計算書 (製造原価報告書 (※2)、販売費および一般管理費明細書を含む)、株主 (社員) 資本等変動計算書 (※3))	必須	各社フォーマット	PDF 等
当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料	必須 (該当者のみ)	各社フォーマット	
チェック済の応募書類等提出時チェックシート	必須	指定フォーマット (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF

【留意事項】

- ※1 インキュベーション研究開発の場合、次フェーズに移行する際に NEDO へ提出ください。
- ※2 作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを提出してください。
- ※3 会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社および合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

(3) 提案書類の作成

① 提案書本文（様式 1）

- 必ず下記に示す所定のページ数以内で記載してください。指定ページ数超過分は審査の対象としません。

スキーム	フェーズ	ページ数
個別課題推進スキーム	FS 調査フェーズ	8 ページ以内
	インキュベーション研究開発フェーズ、実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ	16 ページ以内
重点課題推進スキーム	フェーズ I、フェーズ II	26 ページ以内

- 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ページ番号を下中央に印字してください。

② 提案書要約版（様式 2）

- 代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
- 採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせ先メールアドレスに連絡してください。

③ 主任研究者 研究経歴書（様式 3）

- 実施体制に含まれるすべての法人の主任研究者（※）について記入いただく必要がございます。
 - 1人 1 ページ以内で作成してください。
 - 技術開発責任者（※）の場合は、様式 3 の一番上にある「（技術開発責任者）主任研究者 研究経歴書」と記載されているページに記載してください。
- ※主任研究者、技術開発責任者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等（3）実施体制](#)」参照。

④ 他の研究費の応募・受入状況（様式 4）

- 実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（※）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。
- ※国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在のすべての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。
- 研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。
- 既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。ただし、この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

⑤ 利害関係の確認について（様式 5）

- 「提案者名（法人名称）」、「提案テーマ」および「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。（※）
- 技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者と考える方がいる場合は、その方の所属・役職・氏名を記載してください。

※ 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。
- そこで、提案者の皆さんには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から様式 5 を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載ください。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者と考える方がいる場合には、様式 5 に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合があります。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○株式会社 ○○ ○○

○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○

○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○

○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

⑥ 事業成果の広報活動について（様式 6）

事業の実施者には、NEDO と協力して効果的に情報発信することを了解していただきます。実施体制内のすべての法人（委託先、共同研究先を含む）が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

⑦ (該当者のみ) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式 7）

従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式 7 による表明書をご提出ください。

- ・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は 3%、中小企業等は 1.5% 以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点します。（事業開始までに公表されている必要があります。）
- ・給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ・複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。
- ・表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社ウェブページ等）いただきます。

⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（様式 8）

提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

※詳細は様式 8 の欄外を参照

⑨ CO₂排出削減量（様式 9）

実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームについては、提

案技術の国内 CO₂ 排出削減量の算出が必要です。算出にあたっては、環境省が策定している「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」をご参照ください。なお、インキュベーション研究開発フェーズでの提案においても、参考として CO₂ 排出削減量を算出してください。

- ⑩ (実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ) GX に係る取組申告書 (様式 10)
実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームの提案については、「2. 応募要件・実施要件等 (1) 応募要件」に基づき、GX に係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容および交付決定した場合において実施する内容を記載し提出してください。なお申請書には、経営層の方の直筆のサインが必要となります。
- ⑪ (該当者のみ) 省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス
省エネ法に定められている定期報告書の任意開示制度への参画を宣言している企業等の提案については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、経済産業省から送付された登録完了メールの写しをご提出ください。
- ⑫ (該当者のみ) GX 率先実行宣言に関するエビデンス
社会全体の GX 加速化に向けて、提案者の Scope1,2 の削減取組に加え、GX 製品・サービスが有する GX 価値の評価を通じた GX 製品の社会実装に積極的に貢献し、サプライチェーン全体での GX を推進する提案には加点を行います。加点を希望する提案者は、「GX 率先実行宣言企業一覧 (<https://gx-league.go.jp/action/declaration/>)」に掲載されている GX 率先実行宣言の PDF ファイルをご提出ください。
- ⑬ (該当者のみ) J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることを示すエビデンス
J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、下記ページ等から提案者に関する画面のスクリーンショットをご提出ください。
【参考】J-Startup 事務局ポータルサイト
<https://www.j-startup.go.jp/>
- ⑭ 直近の事業報告書
作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを、ウェブ入力フォームにアップロードする zip ファイルにまとめて応募書類としてアップロードしてください。
- ⑮ 直近 3 年分の財務諸表
提案者、委託先、共同研究先を含む全事業者（学術機関等を除く）の提出が必要です。
・要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版（貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造原価報告書、株主（社員）資本等変動計算書）を直近 3 期分提出してください。連結財務諸表は、作成している場合のみご提出ください。
※連結財務諸表を作成していない場合には、関係会社個社ごとの単体財務諸表の提出を求める場合があります。
・製造原価報告書、株主（社員）資本等変動計算書については、作成していない場合はその旨記載したテキストファイルをご提出ください。
・なお、審査の過程で、必要に応じて全事業期間中の資金計画等、財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・様式不備による提案無効を防ぐため、提出前に必ず『応募書類等提出時チェックシート（2026 年度公募版）』を用いて確認してください。
- ・「2. 応募要件・実施要件等」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

す。

- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受付できませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」2026 年度公募事務局まで連絡し、事務局の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

①提案テーマ名

②代表提案者 法人名称

③代表提案者 法人番号（13 衔）

④代表提案者 連絡担当者 氏名

⑤代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス

⑥代表提案者 連絡担当者 電話番号

⑦提出書類（「[4.応募方法（2）提出書類](#)」をアップロード）

※代表提案者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等（3）実施体制](#)」参照。

5. 採択先の選定

（1）審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO から提案書ファイル B 基本情報に記載いただいた連絡先へ電子メールにて連絡します。なお、プレゼンテーション資料は指定の様式（「2026 年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。

ただし、実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームにおいては、外部有識者の審査に加え、経済産業省と NEDO にて合議します。

また、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談などをお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

（2）審査基準

以下に、採択審査におけるスキーム・フェーズ毎の審査基準を記載します。

なお、全スキーム・フェーズ共通部分として、以下の要素で加点を行います。

- ・貸上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。
- ・省エネ法定期報告情報の開示制度への参画を宣言している企業等に対して加点します。
- ・GX 率先実行宣言をしている企業等に対して加点します。
- ・中堅・中小・ベンチャー企業又は J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業が直接補助先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

※中堅・中小・ベンチャー企業の定義は「[<添付資料 4>企業種別の定義](#)」参照

【個別】・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の「省エネルギー政策の

観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案に対して加点します。

＜個別課題推進スキーム…FS 調査フェーズ＞

審査内容	審査項目	審査の観点（例）
(1) 要件審査	補助事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者（2. 応募要件・実施要件等）にあてはまること。 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に關し十分な経理的基礎を有すること。 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制および処理能力を有すること。
	提案に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 提案の内容が重要技術に該当していること。該当しない場合、事前に NEDO に相談の上、許可を得ていること。
(2) 提案内容（技術）審査	省エネルギー効果量や非化石使用量	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー化や非化石転換につながる有望な提案であること。
	技術の独自性、優位性、革新性（※）	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象技術に独自性があるか。 調査対象技術に優位性があるか。また競合技術の比較等の根拠が示されているか。 調査対象技術に革新性があるか。
	目標値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査項目、内容、目標、調査方法、進め方が記載されているか。 FS調査終了後、新たなフェーズに応募する場合の具体的な技術開発項目、内容、目標が記載されているか。
(3) 提案内容（事業化等）審査	調査体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 期間内で調査に関する成果等をあげることが出来る体制や、人員配置となっているか。 提案者の分担が明確になっているか。 調査責任者はこれまでの経験や実績から見て適切か。

※独自性・優位性・革新性の定義は以下参照

- ・「独自性」とは、独自の技術・ノウハウを持っていることを指します。
- ・「優位性」とは、国内外の競合技術又は競合他社に対して優れていることを指します。
- ・「革新性」とは、下記 (a) ~ (e) のいずれかの方法を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できることを指します。
 - (a) 新たな原理の活用、既存技術の新分野での活用
 - (b) 新たな製造プロセスの創出
 - (c) 確立した要素技術を活用した新たなシステムの創出
 - (d) 新たな制御技術・アルゴリズムの創出
 - (e) 上記以外を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できる方法

<個別課題推進スキーム…インキュベーション研究開発フェーズ、実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ>

審査内容	審査項目	審査の観点（例）
(1)要件審査	補助事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者（2. 応募要件・実施要件等）にあてはまること。 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に關し十分な経理的基礎を有すること。 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制および処理能力を有すること。
	提案に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 提案の内容が重要技術に該当していること。該当しない場合、事前に公募事務局に相談の上、許可を得ていること。 算定されている国内の省エネルギー効果量が、本事業に応募するために必要な基準（1.事業内容および公募対象（8）対象となる省エネルギー効果量、（10）省エネルギー効果量が10万 kJ/年に満たない場合の費用対効果の考え方）を満たすこと。
(2)提案内容（技術）審査	省エネルギー効果量や非化石使用量	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー効果量や非化石使用量の算出の考え方は妥当であるか。 非化石エネルギーへの転換につながり、エネルギー全体の使用的合理化が伴うこと。（非化石転換の提案のみ） 技術開発費に対して、省エネルギー効果量や非化石エネルギーへの転換が十分見込めるものであるか。
	技術の独自性、優位性、革新性（※）	<ul style="list-style-type: none"> 提案技術に独自性があるか。 提案技術に優位性があるか。また競合技術との比較等の根拠が示されているか。 提案技術に革新性があるか。
	目標値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標は、事業計画に基づいて、適切かつ定量的に設定されているか。 課題解決のための着眼点や手法、またそのスケジュールが具体的かつ優れているか。
(3)提案内容（事業化等）審査	事業化シナリオの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。 市場ニーズ等を把握しているとともに、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。 各フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。 経済性やコスト試算、成果物の「目標とすべき価格」が妥当で、普及までの環境（標準化、規制、知財、顧客）が整備され、社内承認を得たものか。
	開発体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることができる体制や、人員配置となっているか。 技術開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。 一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。
	経済的波及効果等	<ul style="list-style-type: none"> 事業化により高い新規市場創出効果（地域の雇用創出や他社への受発注等）が見込まれるか。 国内だけでなく、海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。

全スキーム・フェーズ共通の加点項目については、22 ページに記載。実用化開発フェーズ、実証開発フェーズにおいては、上記に加え、GX の実現に向けた研究成果の社会実装へのコミットについても審査します。コミットの内容は様式 10 の「3. 現在の GX に係る取組の実施状況」を参照。

※独自性・優位性・革新性の定義については、23 ページに記載。

＜重点課題推進スキーム…フェーズⅠ（実用化開発フェーズ相当）、フェーズⅡ（実証開発フェーズ相当）＞

審査内容	審査項目	審査の観点（例）
(1)要件審査	補助事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者（2. 応募要件・実施要件等）にあてはまること。 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に關し十分な経理的基礎を有すること。 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制および処理能力を有すること。
	提案に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 提案の内容が重要技術に該当していること。該当しない場合、事前に公募事務局に相談の上、許可を得ていていること。 算定されている国内の省エネルギー効果量が、本事業に応募するために必要な基準（1.事業内容および公募対象（8）対象となる省エネルギー効果量）を上回っていること。
(2)提案内容（技術）審査	省エネルギー効果量や非化石使用量	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー効果量や非化石使用量の算出の考え方は妥当であるか。 非化石エネルギーへの転換につながり、エネルギー全体の使用の合理化が伴うこと。（非化石転換の提案のみ）
	技術の独自性、優位性、革新性（※）	<ul style="list-style-type: none"> 提案技術に独自性があるか。 提案技術に優位性があるか。また競合技術との比較等の根拠が示されているか。 提案技術に革新性があるか。 経済産業省の省エネルギー政策上意義の高い提案かどうか。
	目標値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標は、事業計画に基づいて、適切かつ定量的に設定されているか。 課題解決のための着眼点や手法、またそのスケジュールが具体的かつ優れているか。
(3)提案内容（事業化等）審査	事業化シナリオの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。 市場ニーズ等を把握しているとともに、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。 フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。 経済性やコスト試算、成果物の「目標とすべき価格」が妥当で、普及までの環境（標準化、規制、知財、顧客）が整備され、社内承認を得たものか。
	開発体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることができる体制や、人員配置となっているか。 技術開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。 一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。
	経済的波及効果等	<ul style="list-style-type: none"> 事業化により高い新規市場創出効果（地域の雇用創出や他社への受発注等）が見込まれるか。 国内だけでなく、海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。

全スキーム・フェーズ共通の加点項目については、22ページに記載。上記に加え、GXの実現に向けた研究成果の社会実装へのコミットについても審査します。コミットの内容は様式10の「3. 現在のGXに係る取組の実施状況」を参照。

※独自性・優位性・革新性の定義については、23ページに記載。

(3) 採択先の公表および通知

① 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託先・共同研究先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。

④ ニュースリリース

必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) 選定スケジュール

＜非化石エネルギーへの転換を含まない提案＞

2026年3月10日正午：省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出（必須）
締切

2026年3月17日正午：公募締切

2026年4月中旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026年5月下旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026年5月下旬（予定）：採択先決定および結果通知

2026年6月上旬（予定）：ウェブサイトに公表

2026年6月下旬（予定）：交付決定・事業開始

＜非化石エネルギーへの転換を含む提案＞

2026年6月16日正午：省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出（必須）
締切

2026年6月23日正午：公募締切

2026年7月下旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026年8月中旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026年8月下旬（予定）：採択先決定および結果通知

2026年8月下旬（予定）：ウェブサイトに公表

2026年9月下旬（予定）：交付決定・事業開始

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなどに関する重要事項や留意事項を「別紙」
その他重要事項・留意事項」にまとめて記載しております。応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受付ます。説明会以降のお問い合わせは、
公募締切日の1営業日前の正午までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受付ます。

NEDO フロンティア部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」

2026年度公募事務局

E-mail : shouene@nedo.go.jp

8. その他

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを随時受付ております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」パネルのアンケートページへ進み、ご意見をお寄せください。なお、アンケート内容は、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

9. 掲載資料

本公募に関連して、以下の資料を掲載しております。

- ・基本計画
- ・公募要領
- ・提案書ファイル様式
- ・提案書類のチェックリスト
- ・プレゼンテーション資料様式
- ・公募説明会資料
- ・省エネルギー効果量導出事例集

【別紙】その他重要事項・留意事項

1. 応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

外部からの問い合わせに応じて、交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」および「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注 1)、又は「過度の集中」(注 2) が認められる場合、採択を行わないことがあります。また、これらの事象が採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注 1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称およびその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在のすべての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為および直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注 2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在のすべての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載を

- した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複および過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載および他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与するすべての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況および情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願ひいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容および必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否については、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、およびその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プログラム名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額および実施期間）およびこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(7) GX に関する取組への対応（実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）

*以下 A および B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施する必要があります。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO₂ 排出量が 20 万 t 未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。

A : 2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容

以下（i）、（ii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することが必要です。

なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

（i）提案技術に関して、国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する CO₂ 排出削減目標を販売開始から 3 年後の時点および・2030 年度について設定し、事業実施期間が含まれる年度分の排出実績および目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表してください。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表してください。

B : 2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026 年度以降分の排出実績に関しても、A と同様の内容を実施すること。ただし、現在検討が進められている 2026 年度以降の GX リーグ等の内容次第で、2026 年度以降分の排出実績における A の（i）（ii）相当の要件については変更となる可能性があることに注意すること。

*本事業を通じて自社の経営革新にコミットしていけるよう、計画を示してください。

*賃上げ等、必要な人材の確保に向けた取組を進めてください。

上記 3 つの * については、様式 10 の「GX に係る取組申告書」の「4. 現在の GX に係る取組の実施状況」および「5. 経営革新へのコミットメントについて」に記載してください。

2. 事業運営および実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願ひいたします。NEDO事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、GビズIDを用いた利用申請もしくは利用申請書の提出が必要です。

GビズIDの詳細は、GビズIDホームページをご確認ください。

【参考】NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

GビズIDホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDOからの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ずe-Rad上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめてe-Rad上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO事業実施の際のe-Radの手続きについて」の情報をご確認ください。その他e-Radについては、e-Radポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO事業におけるe-Radの手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③補助金の交付申請および交付決定

(a) 交付申請書の提出

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出してください。なお、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意していただく必要があります。

(b) 交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づくNEDO補助額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただくことが必要です。

(c) 交付決定

NEDOは交付申請内容を審査して、妥当と判断した場合に交付決定を行います。技術開発費補助の対象は、交付決定日以降です。

なお、交付決定時に、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等から直接ヒアリングを実施することがあります。

④補助事業の実施

(a) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

(b) 交付に当たっての条件について

交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

(c) 技術開発状況の進捗確認に対する協力のお願い

NEDOは、必要に応じて外部有識者等で構成する委員会を設置して、事業実施者が行う技術開発に必要な助言等を行います。このため、事業実施者に委員会への出席・報告等の協力を求めることができます。

(d) 実績報告書の提出

年度毎に実績報告書を提出してください。また、事業全体が終了した際には、事業全体の期間に亘る実績報告書を、複数の技術開発フェーズに亘る場合には、技術開発フェーズの終了ごとに該当フェーズの報告書を提出してください。

なお、実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームを実施する場合、経営者がコミットした当該事業終了後の投資計画（投資額、実施体制等）の提出が必要です。事業終了1年前に提出する実績報告書に記載してください。

(e) 事業化計画などのヒアリング

中間評価・ステージゲート審査・終了時評価等のタイミングで、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等に直接ヒアリングを実施することがあります。

(f) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、事業期間中について、NEDOが主催や出展するイベントや展示会等において、実施中の進捗状況等を発表していただく場合があります。

また、交付規程第9条第1項二十一号および第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- (ア) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告してください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み時間に余裕を持って報告してください。
- (イ) 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- (ウ) 公開内容については、NEDOとの間で調整・合意のもと、両者が協力の上で効果的な情報発信を行うことに努めてください。

詳細は事務処理マニュアルをご参照ください。

⑤資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

詳細は交付規程および事務処理マニュアルをご参照ください。

⑥終了時評価の実施

補助事業完了後に終了時評価を行いますのでご協力ください。

⑦企業化状況報告書および収益納付

採択された事業にあっては、補助事業終了後に企業化に努めていただくとともに、フェーズにより5~8年後まで（※）の企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。企業化状況報告書の提出は交付にあたっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められた時は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

※フェーズ毎の企業化状況報告書および収益納付の対象期間は下表参照。

スキーム	フェーズ	報告対象期間
個別課題推進スキーム	FS調査フェーズ	5年
	インキュベーション研究開発フェーズ	5年（※）
	実用化開発フェーズ	8年
	実証開発フェーズ	5年
重点課題推進スキーム	フェーズI	8年
	フェーズII	5年

*インキュベーション研究開発フェーズは他フェーズとの組み合わせが必須であり、通常は組み合わせたフェーズに応じた報告対象期間に準じます。ただし、ステージゲート審査で非継続となった場合は本期間が適用されます。

（3）大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

（4）RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本事業に直接に従事する者は、すべて研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

（5）追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

なお、本事業では原則毎年度のご協力をお願いしております。

3. 法令遵守、研究不正への対応

（1）安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

a.我が国では、我が国を含む国際的な平和および安全の維持を目的に、外国為替および外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合

は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1および外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

(※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替および外国貿易法第25条第1項および外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認および、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイド（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止および厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条および第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b.同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書およびその他提出書類もこの考え方を準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

（3）研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用および不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用および不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））および「補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業および府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu_fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu_fusei_shishin.html)

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a.本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していました。
 - 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - 不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置および措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者およびそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じことがあります。
 - 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）および不正の内容等について公表します。
- b.「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。）

（※1）および「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業および府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a.本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置および措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者および上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容および不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b.過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c.NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等および研究活動の不正行為に関する告発・相談および通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為および研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)
E-mail : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト : https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

＜添付資料1＞省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法

省エネルギー効果量は、下記の2つの指標に基づいて算出してください。

$$2040 \text{ 年度時点の省エネルギー効果量} = \boxed{\text{指標 A1} \times \text{指標 B}}$$

非化石使用量は、下記の2つの指標に基づいて算出してください。

$$2040 \text{ 年度時点の非化石使用量} = \boxed{\text{指標 A2} \times \text{指標 B}}$$

指標 A1：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標 A2：単位当たりの非化石使用量

当該技術開発による成果物1つ当たりの非化石使用量です。

指標 B：2040年度時点の市場導入（普及）量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

また事業化シナリオで想定しているユーザーの数（販売等に係る見込み）などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

ただし、単位当たりのエネルギー削減量、非化石使用量および市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能とします。

●省エネルギー効果量および非化石使用量算出に当たっての注意

- 省エネルギー効果量および非化石使用量は、必ず原油に換算（単位はkL/年）して表記してください。この場合、発熱量1 MJを原油 2.58×10^{-5} kL (※)としてください。
※発熱量1ギガジュールを原油 0.0258 キロリットルとして換算すること（省エネ法施行規則第4条）による。
- 計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、（別表1）エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表（※）のうち標準発熱量（総発熱量）を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量（8.562 MJ/kWh）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量（8.64 MJ/kWh）を使用してください。
※https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon_2023.html
- 本事業では非化石エネルギーへの転換等に対する技術も補助の対象ですが、エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの転換等は対象外としますので、ご注意ください。ただし、非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が事業前後で増加していなければ、増エネとはみなさず応募可能です。増エネとならない場合の計算式は以下のとおりです。

$$\boxed{【既存技術】化石燃料使用量 \geq 【提案技術】化石燃料使用量 + (非化石燃料使用量 \times 0.8)}$$

- 計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください（特に、「実用化開発フェーズ」や「実証開発フェーズ」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください）。
- 事業成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量および非化石使用量の計算フォーマット

- 書類の中に、省エネルギー効果量計算フォーマット（シート「（参考）省エネ効果量および非化石使用量」）があります。そのフォーマットに基づいて、省エネルギー効果量および非化石使用量を算出ください。

(別表 1) エネルギー源別発熱量一覧表

		計量単位	MJ/計量単位
原油		L	38.3
	うちコンデンセート	L	34.8
揮発油		L	33.4
ナフサ		L	33.3
ジェット燃料油		L	36.3
灯油		L	36.5
軽油		L	38.0
重油	A 重油	L	38.9
	B・C 重油	L	41.8
石油アスファルト		kg	40.0
石油コークス		kg	34.1
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	kg	50.1
	石油系炭化水素ガス	m ³	46.1
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものという。)	kg	54.7
	その他可燃性天然ガス	m ³	38.4
石炭	原料炭	輸入原料炭	28.7
		コークス用原料炭	28.9
		吹込用原料炭	28.3
	一般炭	輸入一般炭	26.1
		国産一般炭	24.2
	輸入無煙炭	kg	27.8
石炭コークス		kg	29.0
コールタール		kg	37.3
コークス炉ガス		m ³	18.4
高炉ガス		m ³	3.23
発電用高炉ガス		m ³	3.45
転炉ガス		m ³	7.53
黒液		kg	13.6
木材		kg	13.2
木質廃材		kg	17.1
バイオエタノール		L	23.4
バイオディーゼル		L	35.6
バイオガス		m ³	21.2
その他バイオマス		kg	13.2
RDF		kg	18.0
RPF		kg	26.9
廃タイヤ		kg	33.2
廃プラスチック		kg	29.3
廃油		L	40.2
廃棄物ガス		m ³	21.2
混合廃材		kg	17.1
水素		kg	142
アンモニア		kg	22.5
電気	受電端投入熱量	kWh	8.64

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則令和7年4月1日施行 令和七年経済産業省令第十七号の資料を元に作成しています。

※この表に無い数字については、「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表」の数字を引用ください。

＜添付資料2＞「重要技術」一覧

エネルギー転換・供給部門

分野	重要技術課題	内容	個別技術の例
次世代電力供給	(1) 低炭素化・脱炭素化を実現する発電技術	主に石炭や天然ガスを燃焼し、ガスタービンや蒸気タービン等の回転動力等を電力に変換するプロセスに関する技術。系統用発電技術と業務・産業用発電技術に大別される。脱炭素燃料の場合は、該当燃料の削減に資する技術。	IGCC、IGFC、アンモニア混焼・専焼、バイオマス混燃、AHAT、GTCC、GTFC、水素混焼・専焼GT、アンモニアGT、GE、GT、SOFC、PEFC等
	(2) 次世代電力流通技術	発電所で発電した電力を需要家まで届ける、送電・変電・配電・系統運用における送配電ロス低減に関する技術。	高压直流送電(HVDC)、配電技術、超電導技術、パワエレ技術等
	(3) 再生可能エネルギー関連技術	(本事業の応募対象外のため割愛)	(本事業の応募対象外のため割愛)
再生可能エネルギーの有効利用	(4) 供給側の調整力	出力変動が大きい再エネ等の自然変動電源において、火力発電やエネルギー貯蔵併用システム・分散型電源等の供給側における調整力を向上させ、化石燃料の使用量低減に寄与する技術。	火力発電、エネルギー貯蔵併用システム、分散型電源等
	(5) 需要側の調整力	出力変動が大きい再エネ等の自然変動電源において、Demand Response(DR)やVPP等の需要側における調整力を向上させ、火力発電の化石燃料の使用量低減に寄与する技術。	需要量・再エネ発電量の予測技術、DR・VPP関連技術、DRリソース探索・DRスカウティング、DR対応機器、蓄電池・蓄熱等
次世代エネルギーインフラ技術	(6) 熱輸送技術	熱輸送技術とは、熱を特定地域内で面的に利用することで、省エネを図る技術。	オンライン熱輸送(導管熱輸送)、オフライン熱輸送(蓄熱輸送)、セクターカップリング等
	(7) 水素等関連技術等	需要側における水素、アンモニア等の利用に関する技術	水素、アンモニア等の混焼・専焼技術等

産業部門

分野	重要技術課題	内容	個別技術の例
高効率 製造プロセス (業種別)	(8) 革新的化学品製造技術	エネルギー使用量の削減に加え、燃料、熱、電気等の有効利用、原料の非化石燃料転換を考慮した、エネルギー損失の最小化を目指した化学品製造プロセス。	選択的加熱、触媒、高効率蒸留、分離、原料転換・原料循環等
	(9) 革新的製鉄技術	主に高炉のエネルギー効率向上等により製鉄プロセスの省エネルギー・CO ₂ 削減を図る技術。	フェロコークス等
	(10) 革新的自動車製造技術	車体・パワートレイン・バッテリー製造、表面塗装等でエネルギーを削減する技術。革新的技術(合金・樹脂、異種接合、新規塗装・フィルム、3Dプリンタ等)と地道な省エネ技術の両面から、最大限の効果を実現する。	軽量材料活用、マテリアル接合、高度製造、高度塗装、フィルム工法、省エネ塗装、高度鋳造、高度機械加工、省エネ熱処理、電池材料製造、電池材料リサイクル等
	(11) 革新的半導体製造技術	結晶・基板製造、ウェハ・デバイス加工、製造環境等でエネルギー使用量を削減する技術。革新技術(大口径化、低欠陥化、微細化、新構造等)と地道な省エネ技術の両面から、最大限の効果を実現する。	結晶・基板製造、微細化・積層化、省エネ加工、省エネ設備・機器等
	(12) 革新的セメント製造技術	原料加工・焼成・仕上工程等でエネルギー使用量を削減する技術。革新的機器(キルン・粉碎機・分級機等)・プロセス(処理方式・原料・添加剤・燃焼法等)と地道な省エネ技術の両面から、最大限の効果を実現する。	原料加工、焼成工程、仕上工程、CO ₂ 分離回収・利用技術等
	(13) 革新的ガラス製造技術	粉碎・調合・溶融・仕上工程等でエネルギー使用量を削減する技術。革新的機器・プロセス(溶融炉・粉碎機・成形・熱処理プロセス等)と地道な省エネ技術の両面から、最大限の効果を実現する。	粉碎工程、調合工程、溶融工程、仕上工程等
高効率 製造プロセス (用途・手段別)	(14) 革新的加工技術	除去加工(切削・研削等)、成形加工(プレス・鍛造・鋳造等)、付加加工(溶接等)等で省エネ化を進める。モーター・サーボ・インバータ・多軸機器等の効率化に加え、開発技術に基づく別法への転換も重要である。	切削加工、研削加工、プレス加工、鍛造加工、鋳造加工、溶接加工、次世代の加工等
	(15) 革新的熱利用製造技術	共通の熱利用技術(高効率バーナー・酸素富化燃焼・断熱・熱回収・高効率冷凍機)等に加え、水素・アンモニアによる燃焼技術、酸素富化、断熱、熱回収、高効率冷凍機、分野・工程毎独自技術(溶解・熱処理・加熱加工・選択的局所加熱・高効率蒸留等)の最適化により、最大限の効果を実現する。	高効率バーナー、水素・アンモニアによる燃焼技術、酸素富化、断熱、熱回収、高効率冷凍機、分野・工程毎独自技術等

家庭・業務部門

分野	重要技術課題	内容	個別技術の例
ZEB・ZEH・LCCMプロセス	(16) ZEB・ZEH関連技術	住宅・建築物のファサード、空調、給湯、照明技術などの効率向上を図る技術。住宅・建築物の各構成要素を統合的にマネジメントするEMSやQOL向上の観点での制御技術やその設計、評価に係る技術も対象。	ファサード、空調、給湯、照明、設計・評価・運用技術、エネルギー・マネジメント技術(xEMS)、快適性・生産性等と省エネを両立する機器・システム等
情報機器・システム運用効率化プロセス	(17) 省エネ型データセンター・ICT機器	省エネ型データセンターやその他民生用機器に利用されるICT機器(サーバー、ネットワーク機器等)および付帯設備(空調機器、電源)の高効率化技術、デバイス(プロセッサ等)の熱対策技術、ICT機器や付帯設備の省エネ性能を引き出す最適運用技術。	ICT機器、付帯設備・施設運用、社会全体でのデータセンターの最適利用等

運輸部門

分野	重要技術課題	内容	個別技術の例
次世代自動車システム	(18) 次世代自動車等(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等)のエネルギー効率向上に資する技術。	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等のエネルギー効率向上に資する技術。	EV駆動の高効率化、外部エネルギー・蓄電技術の高度利用、水素貯蔵・発電、プラグインハイブリッド車・ハイブリッド車の走行時の高効率化、内燃機関の高効率化、走行抵抗低減、熱マネジメントの高効率化等
ITS・スマート物流システム	(19) 次世代自動車インフラ	電動化社会の実現に向けて、電動車の充電インフラの整備に関する技術。	充電ステーション、水素ステーション、走行中給電等
	(20) 高度道路交通システム(ITS)	IT、電子制御を活用して道路交通を高度化させるシステムに関する技術。	移動計画支援システム、運転支援システム、自動走行システム、交通需要マネジメント(TDM)、交通流制御システム、V2X通信技術、カーシェア、ライドシェア等
	(21) スマート物流システム	荷物情報と輸送機関・物流結節点等における荷役設備・倉庫などの保管設備等の情報を通信技術により総合的に連携・制御するシステム、構成機器等に係る技術。	自動化・機械化技術、物流・商流に係るデータプラットフォーム等
次世代航空・船舶・鉄道	(22) 次世代航空・船舶・鉄道技術	次世代の航空機、船舶や鉄道に関する省エネ化技術。	航空機の軽量化技術、船舶の省エネ化技術、鉄道の省エネ化技術等

部門横断

分野	重要技術課題	内容	個別技術の例
-	(23) 未利用熱の循環利用	有効利用されずに環境中に排出されている熱エネルギーの循環利用に資する技術。	熱交換器、産業用ヒートポンプ(HP)、熱電力変換、蓄熱・蓄冷等
	(24) 热エネルギー・システム技術の高度化	熱供給・利用に関わるあらゆる場面で使われる部門横断的な技術や熱利用の全体最適化に資する技術。	断熱、蓄熱・蓄冷、熱交換器、熱マネジメント等
	(25) ヒートポンプ高度化技術	部門横断的な省エネ技術として世界的な普及が期待されているヒートポンプ(HP)に関する、空調・給湯・プロセス加熱・冷却の高度化技術。	高効率空調ヒートポンプ(HP)、高効率給湯ヒートポンプ(HP)、高効率プロセス加熱・冷却ヒートポンプ(HP)等
	(26) エネルギーマネジメント技術	エネルギーの使用状況を可視化し、一括して管理・制御することで運用を最適化し、トータルとして省エネルギーを実現する技術。	センシング、HEMS・BEMS・FEMS・系統向けEMS、FEMSの高度化(スマート工場)等
	(27) パワーエレクトロニクス技術	電力工学、電子工学および制御工学の技術を総合した電力変換および電力開閉に関する技術分野。電力を直流から交流、交流から直流に変換したり、周波数や電圧を変えたりすることができ、エネルギー、産業、運輸などに共通する基盤となる技術。	半導体材料、デバイス、モジュール、機器回路等
	(28) 複合材料・セラミックス技術	炭素繊維、セルロースナノファイバー(CNF)等の複合材料やセラミックスの製造の高度化、製造エネルギーの削減に資する技術。	炭素繊維系複合材料、合金・金属間化合物系複合材料、セラミックス系複合材料、金属セラミックス複合材料等

<添付資料3> 「補助事業」のポイント

項目	補助事業（本事業）
実施主体	補助事業者（補助事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDO がその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	補助事業者（処分制限期間があります。「 【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き－（2）採択後の各種事務手続き 」、交付規程第 16 条および事務処理マニュアル参照）
事業成果の帰属（含む知財）	補助事業者
研究開発体制	補助事業者（ （ ⇒ 委託先） （ ⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末に NEDO に報告、また資産標示票（NEDO のロゴシール）を貼付
NEDO の支払額	対象とする経費実績額×補助率
収益納付	あり（「 【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き－（2）採択後の各種事務手続き 」参照。補助事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズ I は 8 年間）は納付、詳細は交付規程第 25 条および事務処理マニュアルを参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械および重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（補助事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズ I は 8 年間）は提出、詳細は交付規程第 24 条および事務処理マニュアルを参照）
CO ₂ 排出削減の取組状況の報告	実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームでは、提案技術に関する CO ₂ 排出削減効果を毎年度報告。ただし、GX リーグに参加している企業は報告不要。

＜添付資料4＞企業種別の定義

◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超える（注）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億を超えないものをいいます。

（注）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲および用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種（※1）	資本金基準（※2）	従業員基準（※3）
製造業、建設業、運輸業およびその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合および商工組合連合会）

（ウ）「中堅企業」としての企業

常用使用する従業員の数（注）が2,000人以下の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（注）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

◆大企業の定義

上記の（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合